2012年２月１日

北海道大学学長
佐伯　浩　　様

北海道大学教職員組合
執行委員長　神沼　公三郎

非正規雇用問題に関する団体交渉申し入れ書

北海道大学の運営は今や非正規雇用職員なしでは立ちゆかない状況となっていますが、非正規雇用職員の待遇は極めて低いまま放置されています。社会的に広がっている貧困化を北海道大学があえて推進しているかのようです。

大学とは本来、このような社会的問題に対して真っ先に警鐘を鳴らし、その解決方法を社会に対して指し示すことが求められている存在です。北海道大学の教育理念の一つである「フロンティア精神」は、このような問題の解決についてまずもって発揮されるべきものです。非正規雇用問題の解決に取り組む大学の姿勢は、そこに学ぶ学生・院生に大きな教育的影響を与えるでしょう。北海道大学が掲げるもう一つの教育理念「全人教育」は、そのような日々の取り組みの積み重ねなしには実現できません。

以上の趣旨により、下記の項目について可及的速やかに団体交渉を開催するよう要求いたします。

記

１．非正規雇用職員の雇用期限を撤廃すること。
　(ア) 2011 年 2 月に提出した期限撤廃を求める署名に対する貴職の回答を明らかにすること。
　(イ) 北海道大学が雇用期限をつける理由として挙げる「組織の活力」、「労務管理上の観点」について具体的に説明すること。
　(ウ) 「謝金」雇用から非正規雇用となったことに伴い、期限のつけられた非正規雇用職員について、本人の希望がある場合には継続雇用すること。
　(エ) 恒常的に業務が存在する場合には、その業務に従事する職員は正規雇用職員とすること。そのために、現在勤務している非正規雇用職員を正規雇用するための方策を講ずること。
２．非正規雇用職員の待遇を抜本的に改善すること。
　(ア) 短時間勤務職員に対してもボーナスを支給すること。
　(イ) 賃金表を改定し、時間単価を上げること。
　(ウ) 退職金の支給率を現行の「1 年につき 100 分の 30」から、正規雇用職員と同じ「1 年につき 100 分の 100」とすること。
３．非正規雇用職員の３年を越える雇用について、2011 年 2 月 24 日の団体交渉以降、各部局から提出された上申書数および実際の雇用継続人数を部局別に明らかにすること。
４．非正規雇用職員の新規採用時に、北海道大学が労働諸条件を十分に説明し、そのすべてについて本人の納得を得た上で、本人の署名・捺印のある雇用契約書を本人との間で取り交わすこと。

以上